

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 7 月 25 日

札幌地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 天 野 英 司

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 8 日から 令和 7 年 8 月 18 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 8 月 21 日 午前 10 時 00 分 場 所 札幌地方裁判所別館 4 階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 8 月 27 日 午前 9 時 20 分 場 所 札幌地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 8 月 25 日から 令和 7 年 8 月 29 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 7 月 25 日から当庁記録閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- 1 所 在 江別市豊幌はみんぐ町
 地 番 15 番 20
 地 目 宅地
 地 積 222.00 平方メートル

- 2 所 在 江別市豊幌はみんぐ町 15 番地 20
 家屋 番号 15 番 20
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 82.81 平方メートル
 2 階 49.10 平方メートル
 (現況)
 床 面 積 1 階 82.81 平方メートル
 2 階 約 76.42 平方メートル

注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、2週間程度延期する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

物 件 明 細 書

令和 7年 6月20日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 天 野 英 司

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムのお知らせメニューにも登載されています。

物 件 目 録

- 1 所 在 江別市豊幌はみんぐ町
地 番 15 番 20
地 目 宅地
地 積 222.00 平方メートル
- 2 所 在 江別市豊幌はみんぐ町 15 番地 20
家屋 番号 15 番 20
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 82.81 平方メートル
2 階 49.10 平方メートル
(現況)
床 面 積 1 階 82.81 平方メートル
2 階 約 76.42 平方メートル



令和 7年(ケ)第 29号
令和 7年 4月14日受理
令和 7年 5月16日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所

執行官 卯 城 賢 志

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 江別市豊幌はみんぐ町
地 番 15 番 20
地 目 宅地
地 積 222.00 平方メートル

2 所 在 江別市豊幌はみんぐ町 15 番地 20
家屋 番号 15 番 20
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 82.81 平方メートル
2 階 49.10 平方メートル



(2 枚目)

その他の事項

■土地関係（物件１）

- 1 本土地の境界標等は、２箇所のみ確認できた。簡易計測及び周囲の概況等から、おおむね公図どおりと推測されるものの、本土地の範囲等の確定には専門家による測量を要する。
- 2 本土地は、アスファルト舗装部分は、南東側方向に約０．６メートル程度低く傾斜している。これ以外の部分は、おおむね平坦地であり、各隣地とは、ほぼ等高に接面している（写真①参照）。
- 3 本土地は、南東側で舗装市道に接面している（土地建物位置関係図参照）。
- 4 本土地の一部は、アスファルト舗装が施工されている（土地建物位置関係図及び写真①参照）。
- 5 本土地の南側付近に、板張土留（高さ約０．６メートル）が設置されている（土地建物位置関係図及び写真①参照）。

なお、同土留付近に設置されているスチール製の雪止め柵（目的外）は、隣地（１５番２１）居住者が設置したものである（写真①参照）。

- 6 本建物の周囲の地面に、大小複数の穴が開いていた（写真⑩参照）。本調査の範囲では、これが動物によるものか、地盤の関係なのかについては、判明しなかった。

■建物関係（物件２）

- 1 本建物内部は、現在空き家であり、保守管理がなされていないことから、床などの埃や窓枠付近のカビの発生が目立つ状況であった。これ以外は、おおむね経年相当（平成９年７月１８日新築）の劣化状況であった。特記事項は、次のとおりである。

- (1) ２階洋室１の一部及び納戸部分が増築（合計約２７．３２平方メートル）されている（建物間取図及び写真⑤⑥参照）。

これについては、構造、床の状況などを評価人と協議した結果、増築部分と判断した。

- (2) 本建物内には、残置物が大量に存在した（建物間取図及び写真②⑤⑥⑦参照）。

- 2 本建物外部の状況は次のとおりであった。

- (1) １階の出窓下の外壁に大きな亀裂が見られた（写真⑧参照）。

- (2) 本建物の基礎部分の露出が見られた（写真⑨参照）。

これについては、評価人と周囲の住宅を観察し、近隣居住者に聴取したところ、本建物と同じような状況であった。地盤沈下が原因と推測されるものの、詳細な原因については専門家による調査を要する。

- (3) 車庫前等に、コンクリートの段差が発生しており、車庫の使用は難しい状況であった（写真①⑨参照）。これについても、地盤沈下が原因と推測される。

- 3 本建物の南東側に、風除室（約３．７８平方メートル）が設置されている（建物間取図及び写真①参照）。

以上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

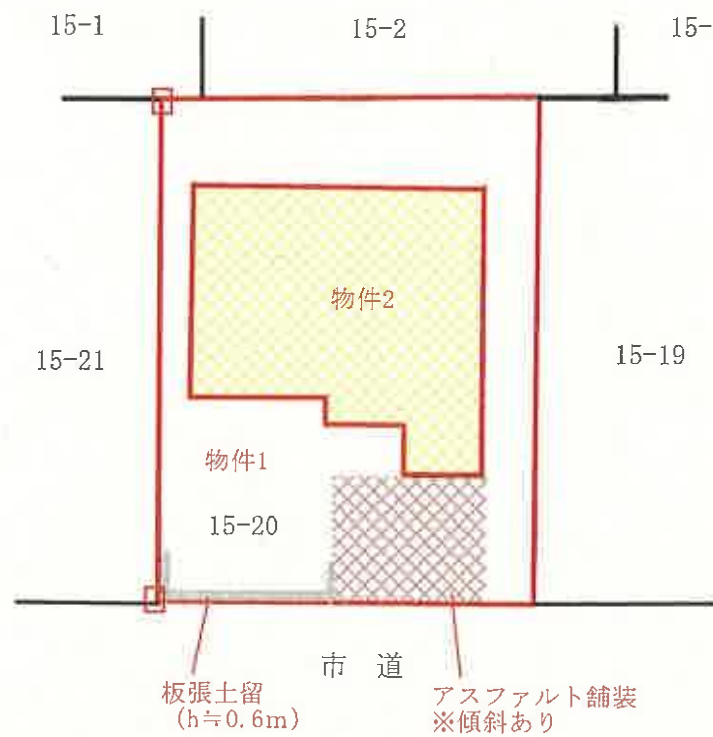
関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	1 私は、昨年の11月ころ別の所に引っ越しました。現在は空き家の状態です。 2 住んでいて特に不具合を感じたことはありません。 3 競売で売却された際は、必要なものは持って行きますので、残ったものについては、買受人の方において自由に処分してもらって構いません。 4 立入調査期日は、都合で立ち会えないので、適宜調査を行ってください。
■ B (隣地(15番21)居住者)	1 この地域一帯は、平成10年ころに家が建ち始めて、その5、6年後に地盤が沈下し始めました。基礎はしっかりしているので住むのには問題はありませんが、車庫が開かなくなるなどの弊害は発生しています。 2 物件1の南側に設置されているスチール製の雪止め柵は、当方への落雪防止のためこちらで設置したのですが、必要であれば使ってもらっても構いません。 3 この地域の地面に開いている穴は、動物のものと思われますが、実際のところは、よく分かりません。 以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年4月17日（木） 11：45－12：00	江別市役所財務室資産 税課	建物図面取得
7年4月17日（木） 12：20－12：50	物件所在地	不在、物件確認、外部概況調査、写真撮影、事務連絡 投函
7年5月7日（水） ： － ：	当庁（インターネット）	登記記録閲覧（目的外建物の登記の有無及び附属建物の 登記の有無）
7年5月7日（水） 11：15－11：20	所有者宅	不在、事務連絡投函
7年5月7日（水） 12：30－12：45	物件所在地	不在、外部調査、写真撮影、立入調査期日通知投函
7年5月7日（水） 19：00－19：10	当職携帯	Aから聴取
7年5月12日（月） 12：35－13：45	物件所在地	立入調査、評価人同行、写真撮影、近隣居住者Bと面 談
（特記事項） ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ■ 令和7年5月12日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Cを立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち 入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

□ 境界標確認箇所



1 : 約250

土地建物位置関係図



	登記	現況
1階	82.81㎡	82.81㎡
2階	49.10㎡	76.42㎡
延べ面積	131.91㎡	159.23㎡

建物間取図

①本物件の外観

スチール製雪止め柵



②居間・和室



③台所



④浴室



⑤洋室1



増築部分

⑥納戸(増築部分)



⑦車庫



⑧出窓下の壁の亀裂の状況



⑨車庫付近の建物基礎の露出状況等



⑩地面に開いていた穴



令和7年（ケ）第29号
令和7年5月12日 現地調査
令和7年5月19日 評価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

猪 子 道 夫

第1 評価額

一 括 価 格	
金 3,580,000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 580,000 円
物件2（建物）	金 3,000,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不具合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	江別市豊幌はみんぐ町 15番20 宅地 222.00㎡	同 左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	江別市豊幌はみんぐ町15番地20 15番20 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 82.81㎡ 2階 49.10㎡ 延べ 131.91㎡	同 左 但し 2階に増築あり 床面積 1階 82.81㎡ 2階 76.42㎡ 延べ 159.23㎡
番号	特 記 事 項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR函館本線「豊幌」駅の東方道路距離約700m バス停に関してはスクールバス停は確認したが、それ以外のバス停は見られない地域である。 (別添「位置図」参照)	
付近の状況	受命物件は江別市内中心部より北東方、岩見沢市寄りに位置する、1980年代の後半頃より、豊幌駅を中核に、函館本線及び国道12号の南東側背後地に新興住宅地として発展、平成12年頃に花園町、豊幌美咲町、豊幌はみんぐ町と町名変更された豊幌住宅地区の北東側、豊幌はみんぐ町内に位置している土地、建物である。 周囲は、戸建住宅が建つなか、空地も散見される住宅地で、平成12年頃に土地区画整理により換地処分がされ、街区形成の整然としている、戸建住宅地域となっている。JR駅へ徒歩圏内の地域で、安価な土地価格の影響もあり、数年前は地価が上昇した地域であったが、建築費の値上がりの関係から、住宅取得意欲が減退し、横這い傾向で推移した。また、国道12号沿いにコンビニエンスストアが立地する程度で、日用品等の買物は江別市又は岩見沢市となり、利便施設等への接近性はやや見劣る地域となっている。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 40% 60% 規制なし 外壁後退距離 1m 高さ制限 10m 北側斜線:5m+1:1.25 地区計画:豊幌中央東地区:低層一般住宅地区・建築物の敷地面積の最低限度200㎡、垣、さくなどの高さ制限1.2mのほか、建築物の用途制限がある。 立地適正化計画:居住誘導区域 景観計画区域 建築基準法22条指定 土砂災害関連の指定はないが、洪水による想定浸水深は3.0～5.0mの地域である。
画地条件	地積 間口・奥行等 形状 その他	登記記載のとおり 約222.00㎡ 南東側の舗装市道に間口約12.803mが面し、奥行約17.340mの中間画地となっている。 長方形の土地である。 物件2建物の敷地として利用され、宅盤は道路面に向け地盤沈下の影響から、一部に約0.6mの高低差が見られ、玄関先のアスファルト舗装された駐車スペース部分は市道側に傾斜しているが、その他の隣接地とは概ね等高となっている。

接面道路の状況	南東側 幅員8m舗装市道豊幌71号道路 (建築基準法42条1項1号) 接道状況 上記市道に接面する中間画地となっている。 その他 特にない
土地の利用状況等	物件1土地の中央部に物件2の建物が建築され、建物の玄関の正面付近～市道側にかけ、アスファルト舗装された駐車スペースがあるが、前述のとおり、同駐車スペースは地盤沈下の影響もあり、約0.6mの高低差をもって傾斜している状況、舗装部分の南西側市道に沿って高さ約0.6mの板張土留が設置されている。また、南西の隣接地との境界付近にスチール製の雪止め柵(目的外)は、隣地(15番21)所有者が設置したとのことである。 物件2建物の周囲の土地には複数の大小穴があいているが、動物によるものか、地盤の関係かは判明しなかった。 (土地建物位置関係図参照)
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 なし 下水道 あり 上水道、下水道が前面市道に敷設されている。都市ガスの供給はない。
特 記 事 項	・境界標については西端の2箇所のみ確認できた。簡易計測および周辺の概況等から、概ね公図及び地積測量図のとおりと推測されるものの、本件土地の範囲等の確定には専門家の測量を要する。 ・土壌汚染については、現地調査及び土地登記簿等による過去の履歴調査より、その可能性の端緒は確認出来なかった。但し評価人としての調査には限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。 ・埋蔵文化財包蔵地の登録はない。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 平成9年7月18日 新築 経過年数： 28年 経済的残存耐用年数： 8年
仕 様	構 造：木造 屋 根：亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁：吹付タイル仕上 内 壁：ビニールクロス貼り等 天 井：ビニールクロス貼り等 床：フローリング、クッションフロアー、タタミ等 設 備：電気・給水・排水・換気設備、暖房はボイラーによるセントラル暖房、給湯ボイラー、個別プロパンガス その他：玄関前に風除室約3.78㎡の設置があるが、床面積には算入しない。
床面積(現況)	物件2建物は2階部分に増築があり1階は登記床面積と同様であるが、2階は約27.32㎡の増築があり、床面積は1階82.81㎡、2階約76.42㎡、延べ面積約159.23㎡となっている。 (詳細は別添建物間取図参照)
現 況 用 途 等	階 層： 標題部記載のとおり2階建 現況用途： 物件2建物は、1階は居間、和室、台所、食堂、浴室、トイレ、洗面・脱衣、ホール、玄関、車庫等、2階は洋室3室(洋室1は屋根裏利用の増築部分あり)、トイレ、納戸(屋根裏利用の増築部分あり)等。 間 取 り： 4LDK (詳細は別添建物間取図参照)
品 等	使用資材 普通 施 工 普通
保守管理の状態	・内部については、現在空家のため保守管理がなされていないことから、床等に埃や窓枠付近にカビ等が目立つ状況であるが、その他に関しては概ね経年相応の劣化状態であった。 ・外部については、1階の出窓下の外壁部分に大きな亀裂が見られた。その他建物の基礎部分の露出が見られ、近隣者へのヒアリングによると、受命物件の周囲では地盤が沈下しているとのことで、周辺の建物も基礎が露出している家が複数棟認められたが、詳細については専門家の調査を要するものと考えられる。また、基礎がしっかりしている為か、建物内部に関しては床面の傾斜等は見られなかった。その他、外壁面については経年相応の汚れとなっている。 なお、車庫と舗装部分には相応な段差が生じており、車庫としての利用は現状では出来ないものと推測される。
建物の利用状況	所有者は他所に住んでおり空家の状況である。 (詳細は現況調査報告書参照)
特 記 事 項	・受命建物は確認済証、検査済証の発行を受けている建物である。 ・設備については空家のため稼働確認は出来なかった。 ・なお、増築部分を含めると容積率は法許容範囲を超えている。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
1	5,800	1.00	222.00㎡	0.90	1,159,000

ア 標準画地価格：取引事例比較法を適用し、地価公示価格等を規準として本件敷地の標準価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差： 特にない 計 1.00

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建 付 減 価： 建物と敷地との適応性ほか地域の最有効使用との乖離の程度等を考慮し建付減価を以下のとおり判定した。

建付減価 $\Delta 10\%$

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用した減価修正を行って、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ=エ
2	150,000	159.23	0.16	3,822,000

ウ 現価率： 耐用年数に基づく定額法と観察減価法を併用し求めた。

- i 経済的残存耐用年数 8年
- ii 通算耐用年数 36年
- iii 建物の状況、汚損及び損傷、老朽化の程度等を考慮して観察減価を以下のとおり判定した。

観察減価 $\Delta 30\%$

$\therefore i \div ii \times 70\% = 0.16$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ=ウ
1	1,159,000	0.3	348,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を以下のとおり査定した。

割合 30%

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円) (1①オ,1②エ) ア	土地利用権等 価格の控除及 び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額(円) (ア+イ)×ウ ×エ×オ-カ=キ (万円未満切捨)
1	1,159,000	-348,000		0.90	0.8		580,000
2	3,822,000	+348,000	-	0.90	0.8	-	3,000,000
一括価格(合計)							3,580,000

イ 土地利用権等価格の控除及び加算：物件1土地については土地利用権等価格を控除し、物件2建物については、当部分に関する土地利用権等価格を加算した。

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：目的物件の個別的要因等を充分検討したが、利便性がやや見劣る郊外に位置すること及び中古住宅市場の需給動向、内部に残置物が多く見られること、周辺建物の基礎が露出していること等を再検討した結果、市場性による修正を△10%が相当と判定した。

市場性修正 △10%

オ 競売市場修正：評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考量して以下のとおり査定した。

競売市場修正 △20%

カ その他の控除減価(敷金等)：特にない。

第6 参考価格資料

1 公示地価格等

江別-7

所在地 : 江別市豊幌美咲町48番5

価格 : 5,650円/㎡

位置 : JR函館本線「豊幌」駅南東方順路約750m

価格時点 : 令和7年1月1日

地積 : 199㎡

供給処理施設 : 水道、下水

接面街路 : 北西8m舗装市道

用途指定等 : 市街化区域

第1種低層住居専用地域

(指定建蔽率 40%, 指定容積率 60%)

地域の概要 : 一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

2 固定資産税評価額 令和6年度

物件1 732,600円 (3,300円/㎡)

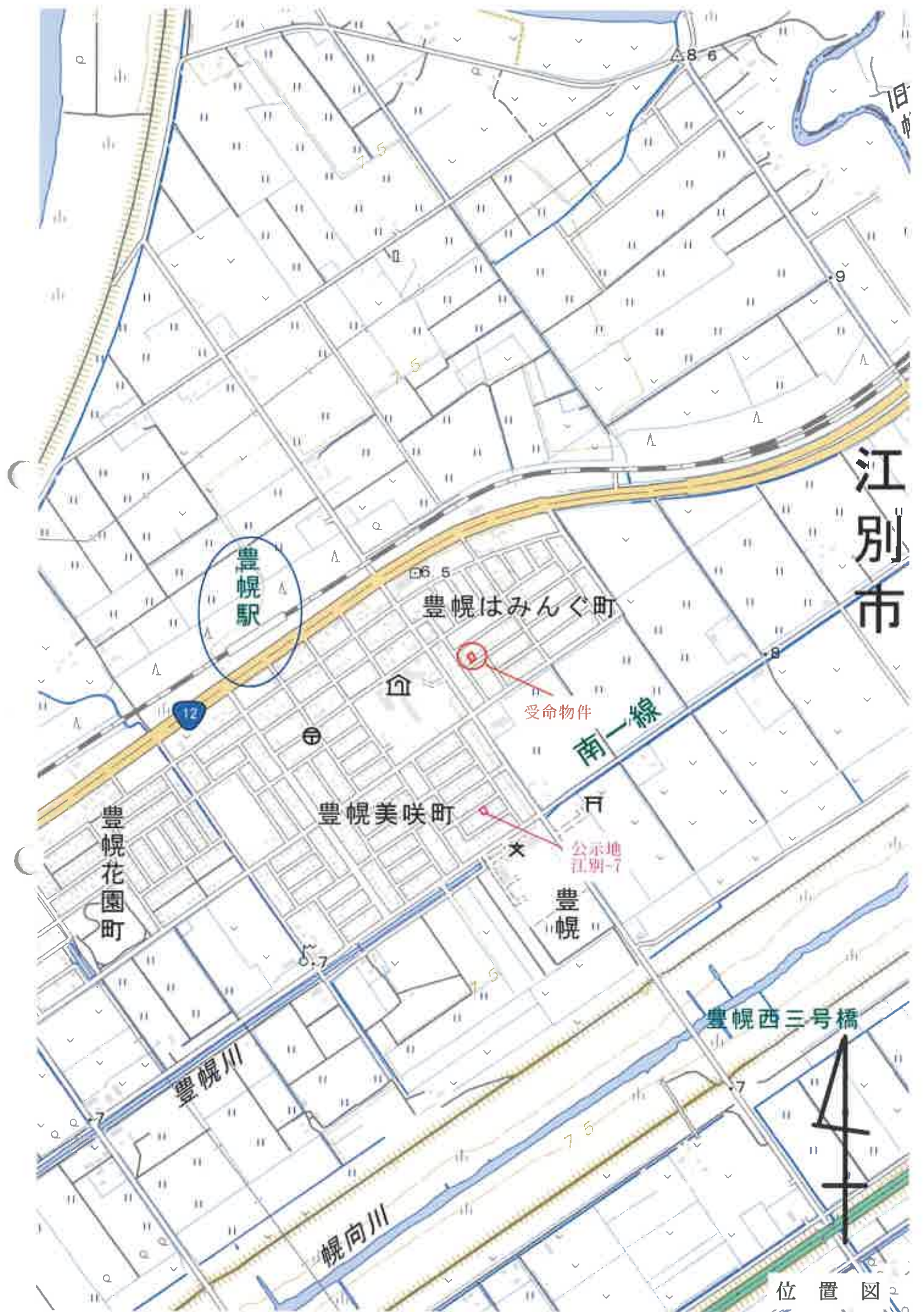
物件2 3,118,009円 (19,582円/㎡)

ここに掲げた参考価格は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写し
- 3 閉鎖地図の写し
- 4 建物図面写し・各階平面図写し
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

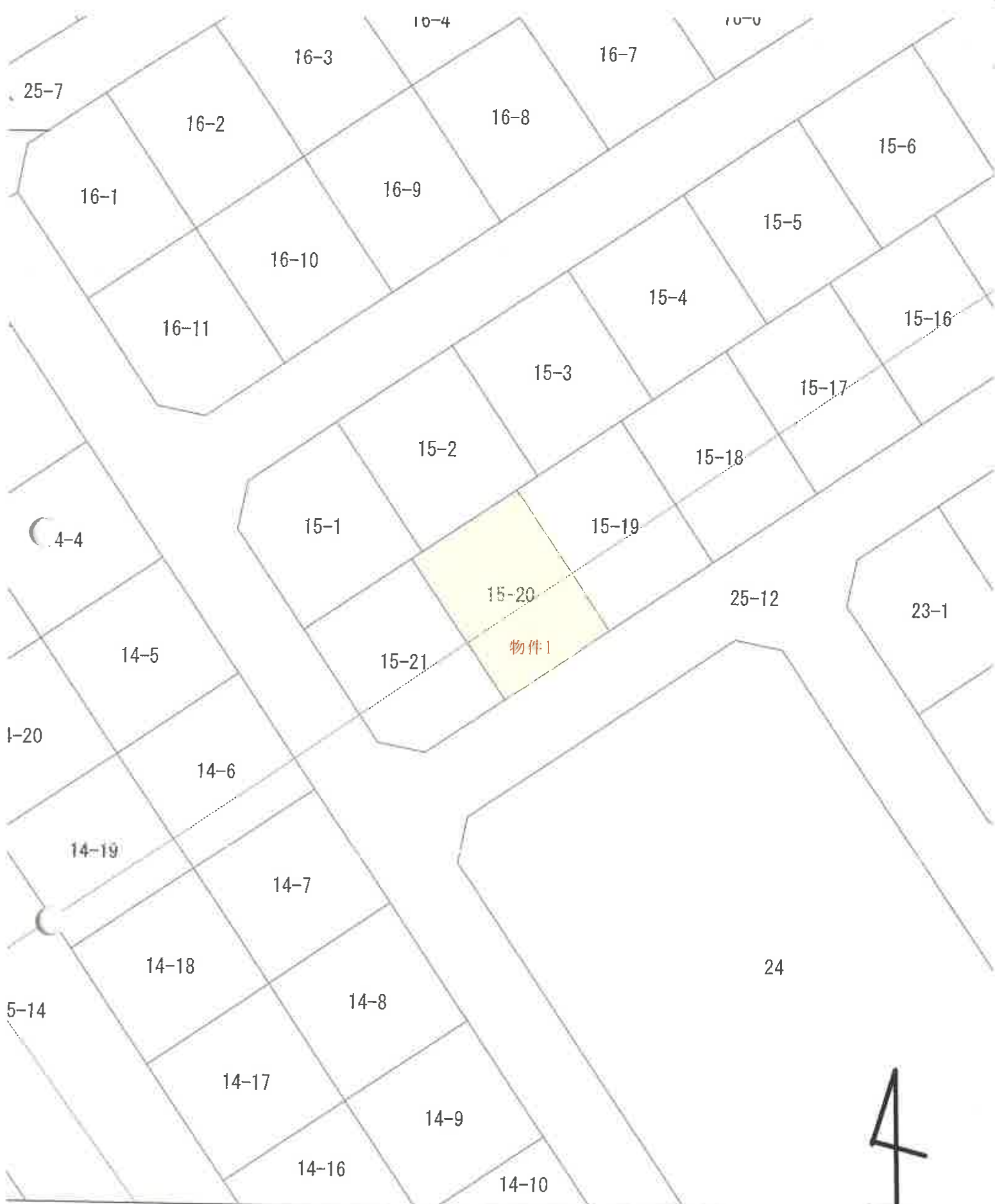
以上



縮尺: 1 / 10,000

地理院タイル (国土地理院) を利用して作成

0 250 500m



(座標値種別：図上測定)



地番区
1 : 500
公 図

380

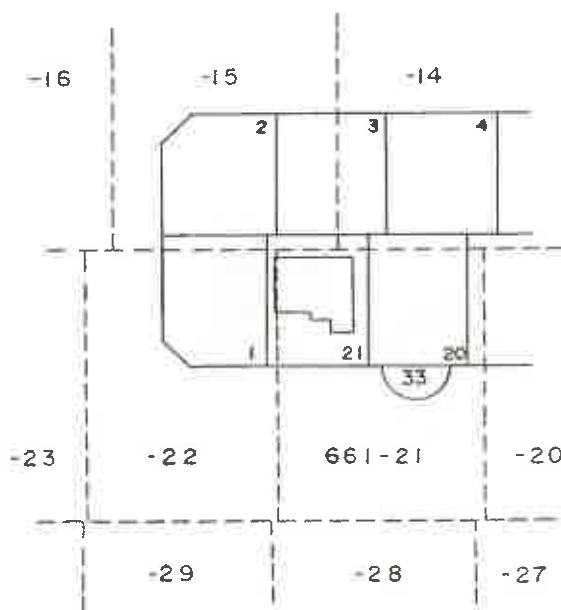
家屋番号 661-21-Z
15-20

土地区画整理による
建物図面提出あり

建物図面

建物の所在 江別市豊幌661番地21、同番地22
(換地—江別市豊幌街区番号33画地番号21—)

江別市 豊幌はみんぐ町 15番地 20

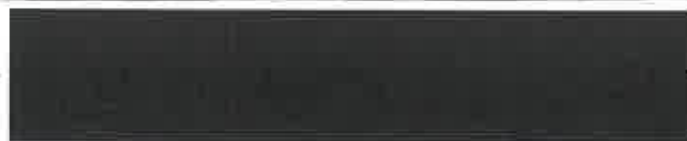


実線 仮換地
点線 底地



札幌土地家屋調査士会(用紙)

申請人



縮尺

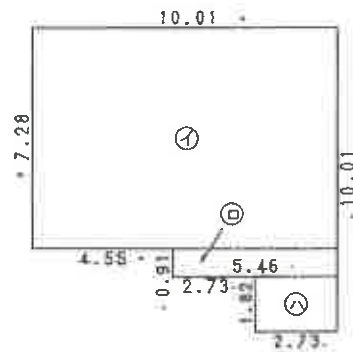
1/500

1/1000

建物図面

(本図面はB4判から抜粋したものである)

登記官



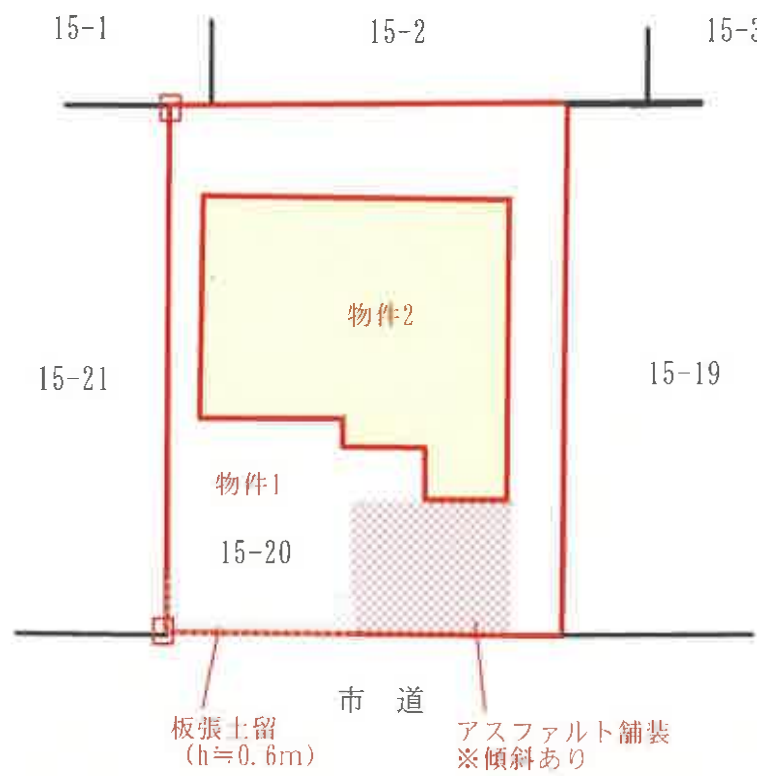
㉠	10.01	×	7.28	=	72.8728
㉡	5.46	×	0.91	=	4.9686
㉢	2.73	×	1.82	=	4.9686
			합		82.8100

①	4.55 ×	3.64 =	16.5620
②	5.46 ×	5.55 =	30.3030
③	2.73 ×	0.82 =	2.2386
計			49.1036

2階床面積 約76.42m²

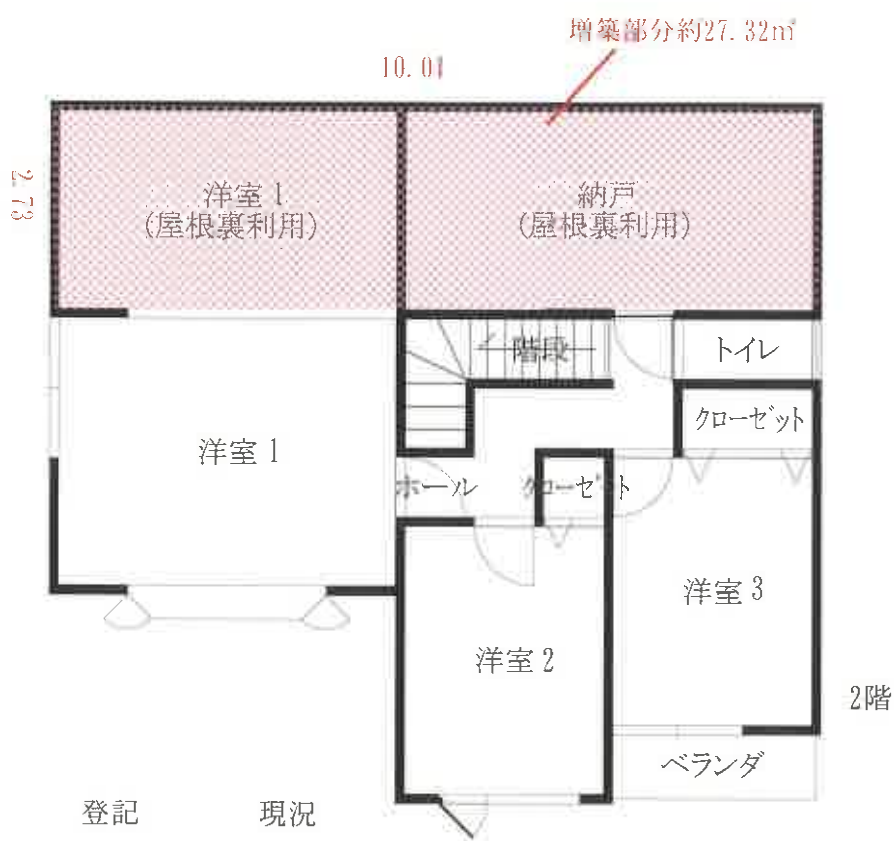
(札幌土地家屋)

□ 境界標確認箇所



1 : 約250

土地建物位置関係図



	登記	現況
1階	82.81m ²	82.81m ²
2階	49.10m ²	76.42m ²
延べ面積	131.91m ²	159.23m ²

建物間取図

